

地 域 再 生 計 画

1 地域再生計画の名称

地域産業経済の活性化による岩見沢市雇用創出計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

岩見沢市

3 地域再生計画の区域

岩見沢市の全域

4 地域再生計画の目標

岩見沢市は、北海道の中央西部、札幌市より東方約40kmの平坦な地形である石狩平野の東端に位置しており、面積481.10km² 人口92,643人(平成19年6月現在)の都市であり、稲作や玉ねぎを中心とした農業と周辺産炭地域を商圏とする商業を基幹産業として発展してきた。

しかしながら、近年、全国的には雇用情勢が回復する中、岩見沢市については有効求人倍率等が低迷し、依然として厳しい雇用情勢が続いている。

また、平成19年8月の岩見沢公共職業安定所管内の有効求人倍率は0.43倍(全国:0.98倍)で、北海道内22公共職業安定所の中で下から2番目となっており、雇用環境の改善を図ることが急務となっている。

さらに、当地域においては、基幹産業である農業の構造的な問題や公共事業依存であった建設業の業態変更などの問題を抱えており、加えて、景気の低迷による商工業などの衰退により事業所数も減少していることから雇用環境は極めて厳しい状況にある。

このような状況から、これまで培ってきた地域資源を活用した地域産業経済の活性化に向けた取組みを進め、併せて雇用創出の取組みを推進し、雇用する側と求職者双方に寄与する総合的な雇用促進事業を実施し、地域産業の活性化と雇用の拡大を目指す。

なお、本地域再生計画の支援措置である「地域雇用創造推進事業」におけるアウトカム指標は次のとおり。

利用求職者の就職数

	19年度	20年度	21年度	合計
就職者数	28人	129人	129人	286人

5 目標を達成するために行う事業

5 - 1 全体の概要

地域産業経済の活性化による雇用創出を図るため、地域雇用創造推進事業（新パッケージ事業）や地域情報通信基盤整備推進交付金事業等の支援を受けながら、関係機関と連携し、事業を展開していく。

農産物等の販売分野においては、生産者を中心に付加価値を付けた特産品の開発・販売や地域ブランド化などの取組みを推進するとともに、地場産品の全国販売へ向けた取組みを展開していく。これらの取組みにより、特産品生産施設の建設や販売促進事業に伴う雇用の拡大及び促進を目指す。

中小小売分野については、平成19年11月に、中心市街地活性化協議会が設立され、中心市街地活性化基本計画の策定が進められていることから、同協議会と連携を図りながら、民間の創意工夫による商業の活性化に資する事業に対する支援を行い、経済の活性化と雇用の促進を目指す。

IT・先端産業分野においては、既に、ITを活用したネットワーク・サービスやコンテンツ制作などの企業が進出しており、最先端技術を活用した医療をはじめとしたビジネスモデルの構築に向けた取組みも進められていることから、これら企業による新たなビジネス展開や地元企業との連携なども期待されている。また、これら企業のビジネス展開を支援するため官民協働により新たな施設整備も進められていることから、これらの企業を対象とした雇用の確保とスキルアップの取組みを進め、雇用の促進を目指す。

デジタルデバイドの解消、地域内におけるICT利活用環境の格差是正に向けて、ブロードバンド環境未整備地域に対し、5GHz帯無線アクセスシステム環境を整備し、住民生活の質的向上及びITビジネスモデルの促進を図り、経済の活性化を目指す。

このほか、公共職業安定所や北海道と連携しつつ、求職者の適性把握や就職に向けた意識の醸成、スキルの向上を図り、就職までの総括的な支援を行う。

5 - 2 法第 5 章の特別の措置を適用して行う事業

なし

5 - 3 その他の事業

5 - 3 - 1 支援措置 地域再生基本方針に基づく支援措置による取組み

(1) 支援措置の番号及び名称

番号 B 0 9 0 2

名称 地域雇用創造推進事業

(2) 事業の実施主体

岩見沢市雇用対策協議会

(岩見沢市、岩見沢商工会議所、岩見沢能力開発支援センター、北海道空知支庁、特定非営利活動法人はなます活性化推進機構、学識経験者)

(3) 事業の具体的内容

雇用拡大メニュー

a 経営者・人事担当者向けプログラム

事業内容

企業の経営者・人事担当者等を対象として、人材育成や人材マネジメントに対する意識の向上及びそのノウハウの習得を目的としたプログラムを実施し、人材定着率の向上及び雇用の創出を図る。

人材育成メニュー

a スキルアッププログラム

事業内容

自己の能力、適性等を的確に把握し、コミュニケーション能力やリーダーシップ等の向上を図るとともに、企業関係者等の講話により職業意識の醸成及び企業ニーズを把握することで、重点分野の企業で活躍できる人材を育成するプログラムを実施する。

b スキル養成プログラム (コンテンツ制作編)

事業内容

近々具体的に進出予定のある企業ニーズをもとに、携帯電話等のコンテンツ制作に必要な基礎知識やシステムに関する知識、ノウハウを習得することを目的とするプログラムを実施する。

c スキル養成プログラム（顧客対応編）

事業内容

重点分野である小売サービス分野で重要な課題となっている顧客対応に関するセミナーを開催し、基本動作や応答、マナー等のスキル向上を目指した講義を行い、課題の解決を図る。

d スキル養成プログラム（販売・PR編）

事業内容

特産品等の販路拡大を図るため、商品知識や販売戦略などのスキル養成を図るとともに、販売戦略で重要となるマーケティングリサーチなどの手法についても基礎知識の習得から実践的なシミュレーションまでの幅広い研修を行う。

また、企業及び団体等のニーズをもとに、販売促進やPRの業務で即戦力となる人材育成を図るためのプログラムを実施する。

e 起業支援プログラム

事業内容

起業や事業の高度化により市内インキュベーション施設や中心市街地で新たなビジネスモデルの展開を目指す者を対象とし、ビジネスプランの作成等の支援を行うことによって重点分野における起業を促進し、雇用の創出を図る。

就職促進メニュー

a 地域求職者向け情報提供・相談事業

事業内容

重点分野である販売・サービス関連分野、IT・先端産業関連分野において必要となる人材の確保を図るため、個々の求職者の適性把握や就職に向けた意識の醸成、スキルの向上の取組を行うとともに、人材育成プログラムをはじめとしたセミナー参加者を対象にした情報提供や相談事業を行う。

b 雇用情報提供プログラム

事業内容

重点分野を中心とする企業による合同企業説明会を開催し、事業内容や企業が求職者に求めるスキル等に対する理解を深めるとともに、企業と求職者の情報交換の機会を設けることで、相互理解を深め求職活動の円滑化を図る。

5 - 3 - 2 支援措置以外の省庁施策の活用

(1) 事業名

通年雇用促進支援事業

(2) 事業の実施主体

岩見沢市通年雇用促進協議会

(岩見沢市、岩見沢商工会議所、岩見沢能力開発支援センター、北海道空知支庁、特定非営利活動法人はなます活性化推進機構、学識経験者)

(3) 事業の具体的内容

季節の影響を強く受ける特定の産業又は事業の季節的業務に従事する労働者の通年雇用を促進する。

事業主向け通年雇用支援セミナー

通年雇用化を啓発する事業主向けセミナーを開催し、地域の事業所に対して国や北海道の助成制度の説明や利用事例、新たな事業展開などを紹介する。

通年雇用化意識啓発セミナー

季節労働者の意識啓発を促すとともに、今後の職業選択などについてアドバイスを行うセミナーを実施する。

通年雇用化に向けた個人相談会

季節労働者の通年雇用に必要な知識やノウハウなどの様々な情報提供やカウンセラーによる相談を実施する。

マルチワークコーディネート事業

季節労働者が周年的に雇用されるシステムの普及のために、異業種による検討会議を開催する。また、異業種(複数業種)のスキル習得のため、複数の知識や技能を付与し、マルチワーカーとなるための研修等を実施する。

季節労働者資格取得支援事業

季節労働者の通年雇用化を促進するため、季節労働者の教育訓練の資格取得経費を助成する事業に取り組む。

(4) 所管官庁

厚生労働省

(5) 事業開始時期

平成19年度

5 - 3 - 3 支援措置以外の省庁施策の活用

(1) 事業名

地域情報通信基盤整備推進交付金事業

(2) 事業の実施主体

岩見沢市

(3) 事業の具体的内容

ブロードバンド環境未整備の地区に5GHz帯無線アクセスシステム環境を整備し、ICT利活用の推進による住民生活の質的向上及びITビジネス促進による地域経済の活性化を図る。

(4) 所管官庁

総務省

(5) 事業開始時期

平成19年度

5 - 3 - 4 支援措置以外の省庁施策の活用

(1) 事業名

中小企業地域資源活用プログラム

(2) 事業の具体的内容

岩見沢市の地域産業資源である雉(キジ)やコメ、そば等を活用する事業者の取組を支援し、新たな産業の創造及び雇用の創出による地域経済の活性化を図る。

(3) 所管官庁

経済産業省

(4) 事業開始時期

平成19年度(平成19年8月認定(北海道))

5 - 3 - 5 支援措置以外の省庁施策の活用

(1) 事業名

「地域活性化応援隊」派遣制度

(2) 事業の具体的内容

地域産業経済の活性化に向けた取組みや雇用創出の取組みに対するアドバイスを受けるため、政府職員、民間専門家等を派遣する制度を活用する。

(3) 所管省庁

内閣官房

(4) 事業開始時期

適宜実施

5 - 3 - 6 本市独自の取組み

(1) 地場産品等の振興に係る事業

内容

農産物をはじめとした地場産品の販路拡大や新たな高付加価値の商品開発などを目指して農業団体と行政が連携を図り、岩見沢市農産物消費拡大推進協議会を設立するとともに、地産地消、全国展開など多様な取組みを進めている。

また、岩見沢市と物産協会が主体となり、地場産品の開発や販売促進を目的とした地域特産品振興事業を推進している。

今後は、地産地消推進や地域ブランド化などの取組みを推進するとともに、地場産品の全国販売へ向けた取組みを展開し、これらの取組みにより、製造施設の新・増設、更には、販売促進事業に伴う雇用の拡大及び促進を目指す。

(2) 中心市街地活性化に伴う商業振興事業

内容

中心市街地の活性化については、これまで岩見沢市が中心となり施策を展開していたが、まちづくり3法の改正と相まって商工会議所、まちづくり会社を中心となり中心市街地活性化協議会を設立し、ハード事業のみならずソフト事業の展開を予定している。

これらの取組みにより、中心市街地での商業・サービス業などの活性化が見込まれることから、これら取組みと合わせて雇用の創出や拡大を図る。

(3) 先端産業の立地に係る事業

内容

岩見沢市では、新たな産業の創造と雇用の創出を目的とした新産業雇用創出補助金制度を創設し、先端産業の誘致に向けた取組みを進めている。

また、ベンチャービジネスの起業化や新たな産業の創造に向け新産業支援センターを整備しており、既に多くの企業が進出し、事業展開を行っている。

さらに、民間企業と行政が協働し、新たな施設の整備を行っており、来年2月には当該施設が完成し、企業の進出が予定されていることから早急な雇

用の確保とスキルアップの取組みを進めていく。

(4) ワークプラザ整備事業

内容

市町村合併による高年齢者数の大幅な増加や団塊の世代の大量退職を踏まえ、岩見沢市シルバー人材センターを中心とした雇用促進の拠点施設として、中心市街地にワークプラザを整備する。ワークプラザにおいては、臨時的就業に関する事業のほか、雇用関連情報の提供や各種セミナー等の開催により、職業能力の向上及び就業機会の確保を図る。

(5) 南空知地域雇用対策協議会事業

内容

岩見沢市を含めた近隣4市町が連携して、地域の求職者等を対象とした情報提供、相談、意識醸成等の事業を展開し、雇用促進の取組みを行う。

6 計画期間

認定の日から平成22年3月末まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後、各事業に参加した企業、利用求職者に対するアンケート調査等により、雇用件数、求職状況を確認し、評価を行う。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし